変額年金保険(最低年金原資保証型)普通保険約款 ※青字下線部分を改定しております。 ĺΗ 変額年金保険 (最低年金原資保証型) 普通保険約款 変額年金保険 (最低年金原資保証型) 普诵保険約款 22 特別勘定資産の正常な評価ができない場合の取扱 第48条(特別勘定資産の正常な評価ができない場合の取扱) 会社は、戦争その他の変乱、火災またはシステムの障害その他これらに準じる突発的な異 常事態により特別勘定資産の正常な評価ができなくなった場合は、正常な評価ができなく なった日(以下、「取引停止日」といいます。)から正常な評価ができることとなった日(以 下、「取引再開日」といいます。)の前日までの期間(以下、「取引停止期間」といいます。) 中、つぎの各号のとおり取り扱うことがあります。 (1) 保険料の取扱 保険料の繰入目が取引停止期間中である場合、会社は、正常な評価ができない特別勘 定が繰入先に含まれる保険契約について、保険料のうち特別勘定で運用される分の金額 を取引再開日に特別勘定へ繰り入れます。ただし、取引停止期間中に保険契約者から保 険契約の申込の中止の申し出があった場合には、保険契約の申込はなかったものとして 取り扱います。 (2) 積立金の取扱 取引停止期間中、正常な評価ができない特別勘定に積立金を有する保険契約の積立金 額は、取引停止日前日末の積立金額を基準として会社の定める方法で計算した金額とし ます。 (3) 保険契約の解約の取扱

第21条(解約)第2項に定める請求書類を会社が受け付けた日が取引停止期間中の場合、会社は、正常な評価ができない特別勘定に積立金を有する保険契約について、取引再開日に請求書類を会社が受け付けたものとして取り扱います。ただし、取引停止期間中に保険契約者から解約の中止の申し出があった場合には、解約の請求がなかったものとして取り扱います。

(4) 基本保険金額の減額の取扱

第24条(基本保険金額の減額)第4項に定める請求書類を会社が受け付けた日が取引停止期間中の場合、会社は、正常な評価ができない特別勘定に積立金を有する保険契約について、取引再開日に請求書類を会社が受け付けたものとして取り扱います。ただし、取引停止期間中に保険契約者から基本保険金額の減額の中止の申し出があった場合には、基本保険金額の減額の請求がなかったものとして取り扱います。

(5) 保険契約の復活の取扱

第32条(保険契約の復活)第3項に定める貸付の元利金の合計額を払い込んだ目が取引

旧 停止期間中の場合、会社は、正常な評価ができない特別勘定が繰入先に含まれる保険契 約については、取引再開日まで正常な評価ができない特別勘定への繰り入れを行わない ものとします。この場合、貸付の元利金の合計額のうち特別勘定で運用される分の金額 を取引再開日に特別勘定へ繰り入れます。 (6) 契約者貸付の取扱 第31条(契約者貸付)第10項に定める請求書類を会社が受け付けた日が取引停止期間 中の場合、会社は、正常な評価ができない特別勘定に積立金を有する保険契約につい て、その請求を受け付けず、すでに受け付けた請求については、その請求がなかったも のとして取り扱います。 (7) 年金、保険金もしくは死亡一時金の支払または年金原資額の一時支払の取扱 ① 年金、保険金もしくは死亡一時金の支払事由が発生した日または年金原資額の一 時支払を行う場合における年金開始日の前日末が取引停止期間中の場合、会社は、 正常な評価ができない特別勘定については、取引停止日前日末の積立金額を基準と して評価するものとします。 ② ①の場合、年金、保険金もしくは死亡一時金の支払または年金原資額の一時支払 を行わなかったものとして計算した取引再開日の積立金額を基準として評価した金 額が①により評価した金額を上まわるときは、その差額を支払うものとします。 2 会社は、前項の規定により取扱を中止もしくは延期した場合または特別勘定の正常な評 価ができることとなった場合には、会社の定める方法により、直ちにその旨を公表します。

旧 最低年金原資保証不適用特約条項 最低年金原資保証不適用特約条項 第12条(特別勘定資産の正常な評価ができない場合の取扱) 会社は、戦争その他の変乱、火災またはシステムの障害その他これらに準じる突発的な異 常事態により特別勘定資産の正常な評価ができなくなった場合は、正常な評価ができなく なった日(以下、「取引停止日」といいます。)から正常な評価ができることとなった日(以 下、「取引再開日」といいます。)の前日までの期間(以下、「取引停止期間」といいます。) 中、つぎの各号のとおり取り扱うことがあります。 (1) 積立金の移転の取扱 第3条(特別勘定)第2項による積立金の移転比率を指定する時または第5条(積立金の 移転) 第2項に定める請求書類を会社が受け付けた日が取引停止期間中の場合、会社 は、正常な評価ができない特別勘定が移転先もしくは移転元に含まれる積立金の移転の 請求を受け付けず、すでに受け付けた請求については、その請求がなかったものとして 取り扱います。 (2) 年金開始日の変更の取扱 第6条(年金開始日の変更)第2項に定める請求書類を会社が受け付けた日が取引停止 期間中の場合、会社は、正常な評価ができない特別勘定に積立金を有する保険契約につ いて、取引再開日に請求書類を会社が受け付けたものとして取り扱います。ただし、取 引停止期間中に保険契約者から年金開始日の繰上げの中止の申し出があった場合には、 年金開始日の変更の請求がなかったものとして取り扱います。 2 会社は、前項の規定により取扱を中止もしくは延期した場合または特別勘定の正常な評 価ができることとなった場合には、会社の定める方法により、直ちにその旨を公表します。